（評価業務規程）

第七十二条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十三条第一項前段の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第六十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第六十一条第二項において準用する法第五十三条第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第六十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3　法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十三条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

十　財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一　法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項

十二・十三　（略）

4　（略）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第七十三条　法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第七十四条　法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

一　登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第六十一条第二項において準用する法第五十四条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　（略）

2　（略）

（帳簿）

第七十五条　法第六十一条第二項において読み替えて準用する法第五十五条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　（略）

（評価業務規程）

第七十二条　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十八条第一項前段の規定による評価業務規程の届出をしようとするときは、別記様式第六十三による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2　登録建築物エネルギー消費性能評価機関は、法第五十六条第二項において準用する法第四十八条第一項後段の規定による評価業務規程の変更の届出をしようとするときは、別記様式第六十四による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

3　法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第四十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

十　財務諸表等の備付け及び財務諸表等に係る法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項各号の請求の受付に関する事項

十一　法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第一項の帳簿その他の評価の業務に関する書類の管理に関する事項

十二・十三　（略）

4　（略）

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第七十三条　法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第三号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第七十四条　法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第四号の国土交通省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録建築物エネルギー消費性能評価機関が定めるものとする。

一　登録建築物エネルギー消費性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第五十六条第二項において準用する法第四十九条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　（略）

2　（略）

（帳簿）

第七十五条　法第五十六条第二項において読み替えて準用する法第五十条第一項の評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　（略）